日本学生支援機構奨学金「適格認定継続願」の インターネット入力上の注意点について

日本学生支援機構奨学金の「適格認定継続願」(平成22年1月31日までにインターネット入力)について、下記の事項に注意して入力して〈ださい。入力内容によっては、奨学金の廃止、貸与月額の大幅な減額となることがあります。

なお、下記の事項についての質問等がある場合、本部奨学チーム(安田講堂 1F 学生部センター)まで、照会願います。

記

1 「D - 奨学金振込の継続の確認」について 継続を希望する場合、必ず「奨学金の継続を希望します。」を選択して〈ださい。

また、平成22年4月以降、「奨学金を希望しない(辞退する。)」場合は、画面の説明文によらず、必ず窓口にて「異動届」を提出願います。

2 「E - 返還の義務」について

第一種及び第二種奨学金は、原則として返還の義務があります。必ず「返還の義務を自覚している」を選択して〈ださい。「返還の義務を自覚していない」を選択した場合、奨学金は廃止となります。

3 「F-経済状況」について

平成20年12月~21年11月の期間の学生生活における 収支状況を項目にしたがい入力します。入力の結果、大幅な 収支差(30万円以上の収入超過)がある場合、平成22年4 月以降に貸与月額の減額(または、奨学金の辞退)が求めら れる可能性がありますので、収支状況については、入力前に 確認のうえ、慎重に行ってください。